

島根県「核燃料税」の新設（更新）について

1. 核燃料税の新設（更新）理由 [島根県協議書抜粋]

当県では、昭和55年4月に法定外普通税として核燃料税を創設し、環境安全対策や、災害時における避難経路等の整備を含めた民生安定対策、生業安定対策などの施策の財源に充当してきました。

このような状況において、平成23年春に発生した福島第一原子力発電所の事故以降、島根原子力発電所は稼働を停止しており、核燃料税の計画した額が確保できない状態が続いています。

また、一方では、国の原子力対策指針の改訂を受けて、県の地域防災計画を修正し、従来は原子力発電施設から10kmであった原子力防災対策地域を半径30kmまでに拡大し、これまで以上に安全・防災対策等に万全を期す必要が生じており、財政需要はより一層増大しています。

そこで、これらの財政需要に充当するため、令和2年3月31日をもって適用期限が終了する法定外普通税としての核燃料税について、新たに5年間の適用期間とすべく協議するものであります。

2. 核燃料税の概要

課税団体	島根県
税目名	核燃料税（法定外普通税）
課税客体	① 価額割：発電用原子炉（原子炉等規制法に規定する認可を受けた廃止措置計画に係るものは除く）への核燃料の挿入 ② 出力割：発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業
課税標準	① 価額割：発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ② 出力割：発電用原子炉の熱出力
納税義務者	発電用原子炉の設置者
税率	① 価額割：100分の8.5（ただし、発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合は100分の17） ② 出力割：41,100円/千kW/課税期間（3ヶ月） （発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間（3ヶ月））
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）約748百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	（平年度）約380千円
課税を行う期間	5年間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

3. 同意要件との関係

核燃料税について、不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

① 課税標準

島根県核燃料税には「価額割」と「出力割」があり、それぞれについて検討する。

まず、価額割の課税標準は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」であるが、国税又は他の地方税において、形式的にも実質的にも課税標準を同じくするものはない。

次に出力割について、出力割の課税標準は「発電用原子炉の熱出力」であるが、国税又は他の地方税において、これと形式的に課税標準を同じくするものはない。

一方、出力割の課税客体は「発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業」であり、「一般送配電事業者の販売電力」を課税客体とする電源開発促進税（国税）及び「法人が行う事業」を課税客体とする法人事業税（地方税）と実質的に課税標準を同じくしているか否かの検討が必要である。

電源開発促進税は、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設等の設置の促進及び運転の円滑化を図る等のための財政上の措置等に要する費用に充てるために課されるものである。発電コストの一部として、間接的に電気の利用者（受益者）に負担を求めるものであり、課税標準を「販売電気の電力量」としているのは、受益の程度が販売電力量に対応するためである。

また、法人事業税については、収益活動が、道路をはじめとした諸々の公共施設の利用を通じて行われていることから、これらの施設に必要な経費を分担せしめる目的で課されており、事業という収益活動に担税力を見出し、事業活動の規模を適切に表すために「収入金額」を課税標準としている。

一方で、核燃料税の出力割の課税標準が「発電用原子炉の熱出力」となっているのは、本税が原発立地に伴う財政需要に充てるための税であるところ、財政需要が原子炉の熱出力（規模）に対応するためである。

以上を踏まえると、核燃料税と電源開発促進税及び法人事業税は、実質的に課税標準を同じくしているとは言えないと考えられる。

② 住民の負担

特定納税義務者である中国電力（株）は、平成30年度の年間売上が1兆2,805億円、経常利益が69億円の企業である一方、本税による負担は約7.5億円／年（課税期間5か年）である。さらに、本税による税負担は電気料金等

に転嫁することも可能であるため、それらを踏まえると、著しく過重な負担となるとは言えないと考えられる。なお、本税が電気料金に転嫁された場合、標準家庭1世帯で見ると、1月あたり平均で6.35円程度の負担である。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないものと考えられる。

(2) 地方団体間の物の流通に重大な障害を与えること

核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、地方団体間の物の流通に重大な障害を与えるものとは認められないと考えられる。

(3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

福島第一原子力発電所の事故を受け、原発についてより高い安全性が求められており、国もそうした方向性を掲げているが、核燃料税は、地方団体における安全対策事業等の財源となるものであり、原発政策における国の方向性と軌を一にするものである。

したがって、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。